

～外貨関連～

国家金融監督管理総局、 固定資産貸付・運転資金貸付・個人向け貸付準拠法を改定、 貸付期間を明確化、資金流用等に対する監督・管理を強化 ～固定資産貸付編～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家金融監督管理総局は、2024年1月30日付で改定後の『固定資産貸付管理弁法』¹『運転資金貸付管理弁法』²『個人向け貸付管理弁法』³（以下、『三弁法』）を公布し、同年7月1日より施行するとしました。『三弁法』は銀行業金融機関の貸付業務を規範化した準拠法です。

本稿では『固定資産貸付管理弁法』について、改定前の旧法及び昨年1月に公布された改定案に関するパブリックコメント⁴（以下、『意見募集案』）との主な変更点をご説明いたします。

今回の改定で、現行の『プロジェクトファイナンス業務の手引』を『固定資産貸付管理弁法』に統合したほか、主に以下の内容を改定し、借入人の貸付金の使用に便宜を図りました。また、景気減速を背景に銀行貸出の拡大による実体経済への支援強化を図るために、『意見募集案』における固定資産貸付の期日延長期間の規制（最長5年）の撤廃、受託支払適用ケースの基準金額の引き上げをしました。一方、借入人による資金流用や、関係者向け貸付などを含め貸付に対する監督管理も強化しました。

- ✓ 借入人の対象範囲を非法人組織まで拡大、著作権、知的財産権などの無形資産を適用対象に
- ✓ 固定資産貸付につき無担保貸付を許可
- ✓ 受託支払について、基準金額の引き上げ及び支払時限の延長（10営業日）、緊急で資金使用の場合は受託支払事前証明資料及びプロセスを簡素化

なお、旧法及び『意見募集案』との主な変更点は次頁をご参考ください。



MIZUHO

瑞穂銀行

WeChat公式アカウント

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1151060&itemId=928>

² 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1151066&itemId=928>

³ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1151064&itemId=928>

⁴ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第655号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0708-XF-0105.pdf>

総則

□ 固定資産貸付及び固定資産投資の定義の明確化

第3条では「国の関連規定に基づき、銀行貸付を行ってはならない主体を除き、いずれの法人、非法人組織⁵を固定資産貸付の対象とすることができる」とし、借入人の対象範囲を個人独資企業、パートナーシップ企業、法人資格のない専門サービス機関等の非法人組織まで拡大しました。

また、「固定資産投資」の定義について、「借入人の経営過程における固定資産の建設、購入、改造等の行為を指す」と明確にしました。旧法ではその定義を明確にしなかったため、2009年7月、旧中国銀行業監督管理委員会（現国家金融監督管理総局）は『固定資産貸付管理暫定弁法』の公布に関する記者会見⁶で、固定資産投資の範囲について、国家統計局の統計基準を採用し、インフラ投資、リニューアル・改造投資、不動産開発投資及びその他の固定資産投資を含むとし、また、2010年3月に公布した『『固定資産貸付管理暫定弁法』の解釈口径』で、国家統計局の『固定資産投資統計報告書制度』の統計基準に基づき、投資総額が50万元以上の固定資産投資プロジェクトを指すと解釈しました。今回の改定はこれまでの実務において採用されてきた国家統計局の統計種類と大きな相違はありません。また、明確な金額基準は規定されていないため、従来の投資総額基準（50万元以上）は廃止されます。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
固定資産貸付	貸付人が企業（公的機関）法人又は国が借入人とすることができる <u>と規定するその他の組織</u> に対して行う、借入人の固定資産投資に用いる人民元・外貨建て貸付を指す	貸付人が法人又は非法人組織に対して行う、借入人の固定資産投資に用いる人民元・外貨建て貸付を指す。国の関連規定に基づき銀行貸付を行ってはならない主体を除く	貸付人が法人又は非法人組織（国の関連規定に基づき銀行貸付を行ってはならない主体を除く）に対して行う、借入人の固定資産投資に用いる人民元・外貨建て貸付を指す	借入人対象範囲を非法人組織まで拡大
固定資産投資	—	固定資産投資とは、借入人の経営過程における固定資産の建設、購入、改造等の行為を指す		定義を明確化

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 貸付期間の明確化

貸付期間について、第9条では、「一般的に10年を超えず」と明確にした上、10年を超えた場合の取扱方法を追記しました。

これまでは貸付期間を明確にしなかったため、実務上、2011年に公布された『改革・発展の更なる推進、リスク防止の強化』（銀監発[2011]14号）を参照し、インフラ施設向けの固定資産貸付・プロジェクトファイナンスを除き、原則上最長で15年を超えてはならないとされていました。新法では、貸付期間を明確にした上、具体的な年数制限は設けていません。

⁵ 『民法典』によれば、非法人組織とは、法人格を有せず、法に基づき独自の名義で民事活動を行う組織を指し、個人独資企業、パートナーシップ企業、法人資格のない専門サービス機関等が含まれます。

⁶ 《银监会有关部门负责人就发布〈固定资产贷款管理暂行办法〉答记者问》 2009年7月27日公布
https://www.gov.cn/gzdt/2009-07/27/content_1376423.htm

また、10年を超えた場合の審査・承認権の授権先について、『意見募集案』の「1級支店」を削除し、「相応レベルの支店」へ調整し、より柔軟化を図っています。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
貸付期間	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓原則として10年を超えない ✓確かに10年超の貸付を実行する必要がある場合、貸付人本店は審査・承認を実施。<u>全国で業務を展開する貸付人は1級支店（本店直属の支店を含む）に審査・承認権限を授権することが可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓一般的に10年を超えない ✓確かに10年超の貸付を実行する必要がある場合、貸付人本店は審査・承認を実施、<u>又は実況により、相応レベルの支店に審査・承認権限を慎重に授権</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓貸付期間の表現を和らげ、「原則として」から「一般的に」へ調整 ✓10年超の場合の授権先について、1級支店限定から相応レベルの支店へ調整
貸付金利	—	金利市場化の原則に従い、国の関連規定の遵守を前提に貸借双方が協議の上確定		貸付金利の確定方法を新規追加

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

受理・調査

□ 借入人の資格要件の調整

借入人の信用状況について、第12条では従来の「重大な不良記録無し」の要件を削除し、若干の緩和を図りました。ただし、実務上、「信用状況が良好」の証拠として、「過去重大な不良記録無し」は貸付人の参考条件となる可能性があります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
登録	借入人が法に基づき <u>工商行政管理機関又は主管機関の認可を受け登記済</u>	借入人が法に基づき <u>市場監督管理部門又は主管部門の認可を受け登記済</u>		政府機関の名称変更による調整
信用状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓借入人の信用状況が<u>良好で重大な不良記録がない</u> ✓借入人が新設プロジェクト法人である場合、その支配株主の信用状況が<u>良好で、重大な不良記録がない</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ✓借入人の信用状況が良好 ✓借入人が新設プロジェクト法人である場合、その支配株主の信用状況が良好 	「重大な不良記録無し」の文言を削除、申請時の状況を重要視

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 貸付事前調査内容（デューディリジェンス）の具体化

第14条では、貸付人による貸付の事前調査内容を詳細に決めました。また、後述のリスク評価制度を構築する際、債務返済能力の分析を中心とするため、新たな事前調査内容として、借入人の返済原資状況、重要な経営計画、投融資計画及びキャッシュフロー予測を追加しました。借入人にと

っては従来に比べ提出資料が増え、事前準備に手間がかかる可能性があります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
調査内容	—		借入人の返済原資状況、重要な経営計画、投融資計画及びキャッシュフロー予測	新規追加
	借入人及びプロジェクト発起人等の関連関係者の状況		借入人及びプロジェクト発起人等の関連関係者の状況。持分関係、組織構造、コーポレートガバナンス、内部統制、生産経営、主力事業、資産構造、財務資金状況、融資状況及び信用力等を含むがこれらに限定されない	調査必要な内容を明確化
	貸付プロジェクトの状況		貸付プロジェクトの状況。プロジェクト建設の内容と実行可能性、関連規定に基づき取得必要の許認可または届出等の手続状況、プロジェクト資本金等の建設資金の出所と信頼性、プロジェクトの請負・建設者の資質レベル、環境リスク状況等を含むがこれらに限定されない	
	貸付に関する担保の状況		担保に係る場合、保証人の保証能力、抵当（質）物（権利）の価値等を含むがこれらに限られない	

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

リスク評価・審査

□ 無担保貸付の実施可能

これまで固定資産貸付の際、貸付人は借入人に対し担保の提供を求めていましたが、新法では、第16条として「リスク制御を前提に無担保貸付の実施が可能」を追加しました。但し、無担保貸付を実施する場合、貸付人はリスク評価報告書で十分に論証しなければなりません。リスク評価については、従来に比べ、債務返済能力の分析が中心とされ、収益とキャッシュフローの予測が新規追加されたことから、借入人は貸付人に別途関連資料の提供を求められる可能性があります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
固定資産	—		貸付人は評価を経て固定資産貸付のリスク制御可能と判断し、無担保貸付を実行する場合、リスク評価報告において十分に論証	リスク制御を前提に無担保貸付の実施が可能

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 関連者向け貸付条件の補足

株主などの関連者向け貸付は当局の監督・管理の重点です。第18条では、関連規定の順守を要求したほか、関連者向け貸付条件について、一般の借入人より優れてはならないことを補足しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
関連取引管理	—	貸付人が株主等の関連者のために貸付を実施する場合、関連取引管理に関する監督・管理規定を厳格に実行		新規追加
		—	貸付条件は一般の借入人より優れてはならず、かつリスク評価報告の中で説明	関連者への貸付条件を補足

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

貸付契約

□ 契約書における借入人誓約事項の調整

第 23 条に基づき、借入人は契約書における貸付関連の重要内容として、重大事項を実施する前に貸付人の同意を事前に取得することを誓約しなければなりません。重大事項として、「対外保証の提供」を追加したほか、「対外投資」に条件を付け、「債務返済能力に影響する可能性がある対外投資」に改定しました。

「対外保証の提供」の追加は、債務返済能力の分析を中心とする貸付人のリスク評価の際（第 16 条）、対外保証の提供が借入人の財務状況に影響を及ぼす可能性があるためです。また、「対外投資」に条件を付けることで、「債務返済能力に影響する可能性がある対外投資」を除き、ほかの対外投資は貸付人の事前同意を取得する必要はなくなります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
誓約内容	誓約内容には下記が含まれる	誓約内容には下記が含まれるが、 <u>これらに限定されない</u>		包括条項を追加
	<u>貸付人の貸付関連検査に協力</u>		<u>貸付人の貸付支払管理、貸付後の管理及び関連検査に協力</u>	検査内容の詳細化、貸付後の管理を強調
	合併、分割、出資分譲渡、 <u>対外投資</u> 、実質的に債務が増加するファイナンス等の重大事項は事前に貸付人の同意を取得		合併、分割、出資分譲渡、 <u>債務返済能力に影響する可能性のある対外投資</u> 、 <u>対外保証の提供</u> 、実質的に債務が増加するファイナンス等の重大事項は事前に貸付人の同意を取得	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対外保証の提供も貸付人の事前同意を取得必要 ✓ 対外投資に条件付け
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸出プロジェクト及び借金事項が法律・法規に合致すること ✓ 貸出人に対し、不備のない真実で有効な書類を遅滞なく提出すること ✓ 債務返済能力に影響する重大な不利な事項が発生するときは、貸付人に遅滞なく通知すること 			—

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 借入人の約定違反行為に対する措置の明確化

第 24 条では、借入人の違約行為に対する措置として、貸付金の早期回収、与信限度額の引き下げなどを明確にしました。借入人は下表の違約行為があれば、前述の措置のほかに、関連法律責任も追及されます。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
借入人の約定違反行為	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 約定に定めていない用途での貸付金の使用 ✓ 約定に定めていない方式での貸付金の支払 ✓ 誓約事項の未遵守 ✓ 貸付申請書類上の情報の不実記載 ✓ 約定した財務制限条項を守れないこと等 	—
			契約の約定に違反した その他の状況	
貸付人による措置	—	借入人の違約責任と貸出人が採り得る措置について、貸付人は借入人と契約で約定	下記の措置に加え、相応の法律責任を追及 <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>貸付金の早期回収</u> ✓ <u>貸付金支払方式の調整</u> ✓ <u>与信限度額の引下げ</u> ✓ <u>貸付の停止又は中止等</u> 	措置内容を明確化、法律責任の追及も追加
			貸付金利の調整 遅延利息の徴収	

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 元金返済の方式と回数の明確化

貸付期間 1 年超の場合の返済方式について、第 25 条として「元金の分割返済を採用しなければならない」と新たに定めました。これまでの実務において、2010 年に公布された『中長期貸付の返済方式の規範化に関する通知』(銀監発[2010]103 号)に従い、「分割返済を採用、半年に 1 回で元利を返済」、また「原則上、プロジェクト竣工後、元金の返済回数は年 2 回以上」を採用してきました。『三弁法』施行後、銀監発[2010]103 号は失効となりました。

新法の第 25 条では銀監発[2010]103 号の関連内容を踏襲した上、元金の返済は「原則年 2 回以上、必要に応じ年 1 回に調整可能」と緩和した上、返済原資が主にプロジェクトの運営による収入である場合、初回の元金返済はプロジェクトの使用可能予定になってから 1 年以内に実施すればよいと元金返済の柔軟性を大幅に向上させました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
返済計画	—	貸付人は契約で借入人と明確な返済計画を約定。貸付人は固定資産貸付の返済源状況とプロジェクトの建設・運営周期に基づき、貸付期間と返済方式を合理的に確定	貸付人は契約で借入人と明確な返済計画を約定。貸付人は固定資産貸付の返済源状況とプロジェクトの建設・運営周期等の要素に基づき、貸付期間と返済方式を合理的に確定	契約における返済計画の明記を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
元金返済	—	貸付期間1年超の場合、元金の返済回数は原則年2回以上	元金の分割返済を採用 元金の返済回数は原則年2回以上。貸付人は評価により元金返済回数の引き下げが必要と認めた場合、年1回まで緩和可能	新規追加 返済回数は年1回まで調整可能
		—	貸付人はリスク管理の要求に基づき、かつ借入人の経営状況、返済原資等を考慮し、借入人と毎期の元本返済金額を慎重に約定	借入人との元本返済金額の約定を追加
		返済原資が主にプロジェクトの運営による収入であれば、初回の元金返済はプロジェクトの使用可能予定になってから1年以内に実施	—	特別状況下の元金返済を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

貸付実行と支払

□ 受託支払関連内容の最適化

➤ 受託支払適用ケースの基準金額の引き上げ

基準金額について、第30条では「借入人のある取引相手へ1件当たりの支払金額が1000万元超の場合」と定め、従来の基準「プロジェクト総投資額の5%」を廃止した上、金額を500万元から1000万元に引き上げました。受託支払は貸付金の流用を有効に防止することができますが、資金使用の面で借入人の利便性や、支払の適時性に若干影響を与えます。基準金額の引き上げにより、ある取引相手へ1件当たりの支払金額が1000万元以下の場合、借入人は自己支払方式を採用でき、貸付金使用の面での利便性向上につながります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
基準金額	1件当たりの金額がプロジェクトの総投資額の5%を超える場合、又は500万人民元を超える場合、貸付人による受託支払方式を採用	借入人のある取引相手へ1件当たりの支払金額が500万元超の場合、貸付人による受託支払方式を採用	借入人のある取引相手へ1件当たりの支払金額が1000万元超の場合、貸付人による受託支払方式を採用	プロジェクト総投資額との連動を廃止、金額を1000万元に引き上げ

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
貸付金の支払	必要な時、貸付人は借入人、独立した仲介機関と請負業者等に対し設備製造又はプロジェクトの建設進捗状況を共同で検査するよう求めることができ、かつ発行された、契約での約定条件に合致する共同署名証書に基づき、貸付金を支払（『プロジェクトファイナンス業務の手引』）	必要な時、貸付人は借入人、独立した仲介機関と請負業者等に対し <u>固定資産</u> の建設進捗状況を共同で検査するよう求めることができ、かつ発行された、契約での約定条件に合致する共同署名証書に基づき、貸付金を支払		プロジェクトファイナンスを固定資産貸付に統合したことにより、文言を調整

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

➤ 支払時限の延長

支払時限について、第31条として「原則として5営業日、最長10営業日まで」を明確にしました。2010年3月に公布された「『固定資産貸付管理暫定弁法』の解釈口径」では、「貸付人は原則として貸付実行日に、貸付金を借入人の口座を通じて借入人の取引相手に支払うこと。確かに客観的な原因により貸付実行当日に貸付金の支払ができない場合、翌営業日に受託支払を完了すべき」と定めていました。今回の改定で時限を延長した上、不可抗力の状況下においては貸借双方が協議の上で支払時限を決定することができる」と規定しており、これまでの時限より柔軟性を大きく向上させました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
支払期限	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸付人は原則として貸付実行からの5営業日以内に借入人の口座を通じ借入人の取引相手に支払 ✓ 借入人側の原因で受託支払を完了できない場合、借入人と協議し、同意を得た上で遅くとも10営業日以内に対外支払を完了 		受託支払時限を緩和
	—	—	<u>不可抗力により受託支払ができない場合、貸付人は借入人と協議して合理的な支払時限を確定</u>	不可抗力条項を追加

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

➤ 貸付金緊急使用時の手続きの簡素化

受託支払を採用する場合、貸付人は貸付金を支払う前に、借入人の関連取引資料が契約の約定条件に合致しているか否かを確認しなければならず、緊急で資金を使用する借入人にとってとても不便です。今回の改定では、第31条に基づき、一定条件を満たす借入人が貸付金を緊急で使用する場合、受託支払の事前証明資料及びプロセスの簡素化と貸付人による事後審査が可能となり、資金使

用面での利便性が向上しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
貸付金の緊急使用	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸付金使用記録が良好な借入人に対し、契約で約定した使用範囲内において、貸付金緊急使用の合理的な需要が発生した際、貸付人がリスク制御可能と評価した場合、借入人が提供する受託支払の事前証明資料及びプロセスを適度に簡素化することが可能 ✓ 貸付人は貸付実施後遅滞なく事後審査を完成し、かつ資金の使用管理を強化 	緊急時貸付金を使用する際の手続きを簡素化

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー部作成)

□ 自己支払方式に対する確認事項の追加

借入人にとって、自己支払は受託支払に比べ、資金使用の面で便利ですが、貸付人は貸付金の流用を防止するために、貸付金の支払が約定の使用に合致するか否かを確認しなければなりません。資金流用行為に対する監督・管理を強化するために、第 27 条では監督手段としてフィンテックの活用を言及したほか、第 32 条ではもとの金額を分割する方式による受託支払の回避についての確認を強調しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
自己支払方式	貸付人は、借入人に対し貸付金の支払状況を定期的にまとめて報告することを求め、また口座の分析、証憑の検査、立入調査等の方式によって、貸付金の支払が約定の使用に合致するか否かを確認	貸付人は、借入人に対し貸付金の支払状況を定期的にまとめて報告することを求め、また口座の分析、証憑の検査、立入調査等の方式によって、 <u>貸付金の支払が約定の使用に合致するか否か</u> 、 <u>もとの金額を分割する方式で貸付人による受託支払の回避があるか否か</u> を確認	—	受託支払の回避に関する確認事項を追加
監督手段	—	貸付人は貸付金の支払に対する管理・コントロールシステムを健全化し、フィンテックの応用強化を通じ、貸付金が約定の使用に従い使用されることを有効に監督	—	資金使用の監督・管理手段にフィンテックの応用を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー部作成)

□ プロジェクト資本金払込の確認時限の繰り上げ

固定資産貸付を実行する際、貸付金に比例するプロジェクト資本金の満額払込が前提条件です。第33条では、「貸付実行前に、貸付人は資本金の満額払込を確認しなければならない」と定めしました。確認時限は、従来の「貸付と支払過程中において資本金の満額払込を確認する」より繰り上げられたので、資本金の払込時期にご注意ください。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
確認時限	固定資産貸付の実行及び支払過程において、貸付人は、貸付金に比例して払い込まれる予定のプロジェクト資本金が満額払い込まれており、併せて貸付金を組み合わせ使用されているか否かを確認		固定資産貸付実行前に、貸付人は、貸付金に比例して払い込まれる予定のプロジェクト資本金が満額払い込まれており、併せて貸付金を組み合わせ使用されているか否かを確認	確認時限を「貸付実行と支払の過程中」から「貸付実行前」に繰り上げ

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 貸付条件要調整の適用状況の追加

第34条では、貸付条件要調整の適用状況を追加しました。借入人は、経営及び財務状況が明らかに悪化傾向にある場合、貸付金の使用に異常がある場合、貸付人により貸付条件を調整されます。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
状況	貸付金の支払が契約に従わない		—	削除
	—		<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>経営と財務状況が明らかに悪化傾向にある</u> ✓ <u>貸付金の使用に異常があること</u> ✓ <u>その他の重大な契約違反行為</u> 	適用状況と包括条項を新規追加
	<u>契約に違反し、もとの金額を分割する方式で貸付人による受託支払の回避</u>	貸付人による受託支払を回避		文言の調整
調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信用状況の低下 ✓ プロジェクトの進行度が資金使用進行度よりも遅延 			—
	契約の約定に基づき貸付の実行と貸付金の支払を停止		貸付の実行と貸付金の支払を停止、又は中止	新規追加
	—		契約の約定に基づき貸付金支払方式の変更	新規追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

貸付後管理

□ 貸付金流用の監督強化

新法では、貸付人に対し資金流用の監督強化を求め、資金流用に関する内容を第 35 条として別途設けております。前述の通り、借入人は約定に定めていない用途で貸付金を使用する場合、貸付人は貸付金の早期回収や、貸付リスク分類の引き下げを講じることができます。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
措置	—	借入人による資金の流用行為に対する監督を強化、流用行為を発見した場合、契約の約定に従い借入人に是正、貸付金の繰上げ返済を命じること等の相応の措置を講じ、管理・コントロールを実施	借入人による資金の流用行為に対する監督を強化、流用行為を発見した場合、契約の約定に従い借入人に是正、貸付金の繰上げ返済を命じること、又は貸付リスク分類の引下げ等の相応の措置を講じ、管理・コントロールを実施	管理措置として貸付リスク分類の引き下げを追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 定期検査内容の追加

第 36 条では、従来の定期検査内容に株式構造の重大な変動状況を追加した上、第 39 条では口座における貸付金の滞留状況に対する監督強化を貸付人に求めました。定期検査内容の追加により、借入人は関連資料の準備が必要です。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
検査内容	貸付人は、借入人及びプロジェクト発起人の契約履行状況及び信用状況、プロジェクトの建設ならびに運営状況、マクロ経済の変化及び市場の変動状況、貸付に係る担保の変動状況等に対し定期的に検査と分析を実施、貸付の質に対する制御制度及び貸付リスク予報警報システムを構築	貸付人は、借入人及びプロジェクト発起人の契約履行状況及び信用状況、 <u>株式構造の重大な変動状況</u> 、プロジェクトの建設ならびに運営状況、マクロ経済の変化及び市場の変動状況、貸付に係る担保の変動状況等に対し定期的に検査と分析を実施、貸付の質に対する制御制度及び貸付リスク予報警報システムを構築	貸付人は、借入人及びプロジェクト発起人の契約履行状況及び信用状況、 <u>株式構造の重大な変動状況</u> 、プロジェクトの建設ならびに運営状況、マクロ経済の変化及び市場の変動状況、貸付に係る担保の変動状況等に対し定期的に検査と分析を実施、貸付の質に対する制御制度及び貸付リスク予報警報システムを構築	定期検査の内容に株式構造の重大な変動状況を追加
貸付金の滞留状況	—	貸付人は口座におけるプロジェクト資金の滞留状況に対する監督を強化、貸付の実行とプロジェクトの実際の進捗状況と資金需要とのマッチングを確保	貸付人は口座におけるプロジェクト資金の滞留状況に対する監督を強化、貸付の実行とプロジェクトの実際の進捗状況と資金需要とのマッチングを確保	新規追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 期日延長期間の明確化

第 43 条として期日延長に関する内容を新規追加しました。また、貸付期間 1 年超の延長期間について、『意見募集案』の「最長 5 年以内」の文言を削除し、規制を緩和しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
期日延長	—	借入人が貸付延期を申請した場合、貸付人は期日延長の原因及び後続の返済計画の実行可能性を慎重に評価。延長に同意する場合、借入人の返済源等の状況に基づき、延長期間を合理的に確定、かつ貸付後の管理を強化、実質的なリスク状況に応じリスクを分類		新規追加
延長期間	—	貸付期間 1 年以内の場合、延長期間は累計で元の貸付期間を超えない		新規追加
		1 年超の場合、累計で元の貸付期間の半分を超えず、かつ最長 5 年以内	1 年超の場合、累計で元の貸付期間の半分を超えない	「最長 5 年以内」を削除

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

プロジェクトファイナンス

新法では、現行の『プロジェクトファイナンス業務の手引』を『固定資産貸付管理弁法』に統合し、単独した 1 節として設け、一部内容を下記の通り最適化しました。

□ 識別・評価すべきリスクの調整

第 46 条に基づき、プロジェクトファイナンスに従事するとき、貸付人は、融資対象のプロジェクトに存在する建設期間中のリスク及び経営期間中のリスクを十分に識別・評価しなければなりません。今回の改定で、目下の複雑な国際情勢を考慮し、識別・評価すべきリスクとして社会リスクを追加しました。特に国外におけるプロジェクト向けプロジェクトファイナンスを実行する際、社会リスクを十分に評価しなければなりません。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
リスク	リスクには政策リスク、資金調達リスク、竣工リスク、製品の市場リスク、コスト・オーバーランリスク、原材料リスク、運営リスク、為替リスク、 <u>環境保護リスク</u> 及びその他の関連リスクを含む	リスクには政策リスク、資金調達リスク、竣工リスク、製品の市場リスク、コスト・オーバーランのリスク、原材料リスク、運営リスク、 <u>環境リスク</u> 、 <u>社会リスク</u> 及びその他の関連リスクを含む		「環境保護リスク」を「環境リスク」に変更、「社会リスク」を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 商業保険の付保に関する内容の調整

プロジェクトへの商業保険の付保について、従来は強制事項ですが、新法第 49 条では貸借双方が実際の状況に基づき協議することができるとなりました。また、付保の場合、貸付人が第一順位保険金請求権者でなくても構わないとなりました。また、無担保貸付を実施する場合、貸付人はリスク評価報告書で十分に論証しなければならないとしています。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
商業保険	貸付人は、プロジェクトに付保する商業保険の第一順位保険金請求権者となることを求め、あるいはその他の措置によって保険賠償金の権益を有効にコントロールする	—	貸付人は <u>実際の状況に基づき借入人とプロジェクトに商業保険をかけることを約定することが可能</u>	付保は強制事項ではなく、「商業保険の第一順位保険金請求権者」についての文言を削除
無担保貸付	—	貸付人はリスク評価を経てプロジェクトファイナンスのリスクを制御可能と判断し、無担保貸付を実行する場合、リスク評価報告において十分に証明	貸付人が無担保のプロジェクトファイナンスを実行可能と判断する場合、 <u>リスク評価の際慎重に論証を行い、リスク制御可能を確保し、かつリスク評価報告において十分に説明</u>	プロジェクトファイナンスでも、リスク制御可能を前提に無担保貸付方式が可能

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ リスク低減手段の調整

建設期間中のリスクを最小化する手段として、従来、商業保険の付保、竣工保証金の設定、竣工保証が列挙されていました。新法では、上述の通り、付保が強制事項ではないため、第 50 条では関連文言を削除し、借入人による商業保険の付保契約、竣工保証金の設定契約、竣工保証の提供は不要となりました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
リスク最小化手段	貸付人は、借入人に対し、あるいは借入人を通じ、プロジェクトの関係者間で全体請負契約の締結、 <u>商業保険の付保、竣工保証金の設定、竣工保証の提供及び契約履行保証差し入れ等を求め、建設期間中のリスクを最大限に低下させる</u>	貸付人は、借入人に対し、あるいは借入人を通じ、プロジェクトの関係者間で全体請負契約の締結、 <u>契約履行保証差し入れ等を求め、建設期間中のリスクを最大限に低下させる</u>		リスク最小化の手段として、「商業保険の付保、竣工保証金の設定、竣工保証の提供」の文言を削除

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ シンジケート・ローン関連規則の順守

複数の銀行が同一のプロジェクトファイナンスに参加するときは、原則としてシンジケート・ローン方式を採用しなければなりません。第 53 条では、関連規則の順守を強調しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
関連規則順守	—	重複融資、過剰融資を避ける		新規追加
	—	—	シンジケート・ローン方式を採用する場合、貸人はシンジケート・ローン関連の監督管理規定を遵守	関連規定の順守を強調

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

附則

□ 適用対象範囲の拡大

第 57 条として、「特許権、著作権などの知的財産権及び採鉱権などのその他の無形資産に対する貸付は、対象プロジェクトの業務特徴などに基づき『固定資産貸付管理弁法』又は『運転資金貸付管理弁法』を参照の上実行できる」を追加し、固定資産貸付の適用範囲を固定資産から無形資産まで拡大しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
無形資産向け貸付	文化イノベーション、新技術開発等のプロジェクトに対するプロジェクトファイナンスの特徴に合致する貸付は、本規定を参照の上実行(『プロジェクトファイナンス手引』)	特許権等の知的財産権の研究・開発プロジェクトの貸付は本弁法を参照の上実行	特許権、著作権等の知的財産権及び採鉱権等の <u>その他の無形資産の貸付は、対象プロジェクトの業務特徴、運行モデル等に基づき本弁法を参照の上実施、又は運転資金貸付管理関連弁法を適用</u>	無形資産を固定資産貸付・運転資金貸付の適用対象に

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

留意点・所見

新法の施行に伴い、実務上、借入人は下記の点にご留意ください。

□ ほかの貸付関連法の適用

第 58 条では、「国家金融監督管理総局が不動産貸付及びその他特殊類貸付に対し別途規定がある場合、その規定に従う」を追加しました。貸付対象物の種類や貸付金使途などにより、『固定資産貸付管理弁法』のほかに、別の関連貸付法を適用する可能性があります。

M&A に係わる場合は『商業銀行の M&A 関連貸付リスク管理ガイドライン』、貸付金を事業用物件に

用いる場合は『事業用物件ローン管理の着実な実施に関する中国人民銀行弁公庁、国家金融監督管理総局弁公庁の通知』（以下、『通知』）をそれぞれ適用するので、関連規則を順守する必要があります。例として事業用物件向け貸付を取り上げます。貸付期間について、『固定資産貸付管理弁法』では一般的に10年と規定し、期間制限について言及していません。但し、『通知』に基づき、最長で15年を超えてはなりません。また、最終返済日については、対象物件の権利証の満期日より少なくとも5年前でなければならぬと定めています。事業用物件向け貸付期間及び最終返済日は『通知』に基づき実施すべきです。

□ 資本金の払込時限

第33条に基づき、貸付金に比例するプロジェクト資本金の満額払込に関する貸付人による確認時限を貸付実行前に繰り上げたので、借入人は、早急に資本金を満額で払い込む必要があります。

□ 対外投資

第23条に基づき、債務返済能力に影響する可能性のある対外投資について、事前に貸付人の同意を取得しなければなりません。「債務返済能力に影響する可能性」の判断基準は、新法で明確にしなかったため、貸付人と確認する必要があります。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経

Tel：021-3855-8888 (Ext：1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。